

令和9年度 介護基盤整備事業等の意向調査の実施における質問回答について

No.	質問	回答
1	当施設の非常用自家発電設備が老朽化しており、機器の更新が必要な状態です。以下の点、質問させていただきます。 ①介護基盤整備事業で非常用自家発電設備の更新は補助対象でしょうか？ ②また、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について、令和8年度（2回目）の実施予定はありますか？有る場合、概ねのスケジュールも知りたいです。	①今回意向調査を行っております介護基盤整備事業では、非常自家発電機設置に関するメニューはありません。 ②地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の2次協議については、厚生労働省からの2次協議の通知があることが大前提であり、また国からの通知の日程によっては実施しない場合があります。スケジュールについては、松山市ホームページ「高齢者・障がい者施設整備等補助事業について」のページをご参照下さい。
2	イエローゾーンに所在する広域型介護施設等に当てはまりますが、老朽化したエレベーターの更新や、LED交換事業などは、どの支援事業に該当しますか。	介護基盤整備事業実施要綱で災害イエローゾーンに所在する施設への事業としては「災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業」があり、整備内容は介護基盤整備事業実施要綱別記2（1）エ（工）のとおり、災害イエローゾーン外への移転改築事業です。 なお、厚生労働省の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」で水害発生時、垂直避難に使用するためのエレベーター設置改修などの「水害対策強化事業」があります。 また「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」で古くなった電気設備の改修を含む事業もありますが、LED交換について電球交換のみでは施設整備を伴わない消耗品の交換とみなすため補助対象外です。他申請条件などございますので詳しくは松山市ホームページ「【募集終了】令和8年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の協議の実施について」をご参照ください。
3	2011年3月に設置した食堂や廊下等の冷暖房設備について、現在15年が経過しており、2026年5月には1階食堂のエアコンが故障するなど、老朽化が進んでいます。今後、既存のエアコンを新しい機器へ交換する場合、「冷暖房設備の改造工事」には、「更新工事」も含まれますでしょうか？	介護基盤整備事業実施要綱別記2（1）イ「は」「介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業」です。 こちらは介護施設を新しく創設することを条件に、広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業が対象になります。修繕の対象となる施設は、いずれも広域型の、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホームです。 なお、当該事業では介護基盤整備事業実施要綱別記2（1）イ（イ）（3）に記載のとおり、「一定年数を経過して使用に耐えなくなり改修が必要となった冷暖房設備の改造工事」は対象となります。
4	地域密着型サービス等整備等助成事業に関して、整備内容のひとつに「増築（床）」とあり、内容は「既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること」と規定されている。小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊定員を増員するため、「増築（床）」を検討しているが、その際の配分基礎単価は「15,000千円～44,700千円」となっているが、工事費等が15,000千円に満たない場合は、補助の対象とならないのか	増床する場合は配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができるため、総事業費が配分基礎単価の範囲を下回っているという理由のみをもって対象外とはなりません。
5	既存ナースコール設備について、アイホン製Vi-nurse等への更新を検討しています。導入候補はTAIS登録のナースコールキット（NLX-3X-KIT／TAISコード：00016-000006）で、ナースコールキット自体を補助対象の介護テクノロジーとして申請することを想定しています。	大規模修繕の際に合わせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業において、導入する介護テクノロジーについては、施設の一部改修や施設の付帯設備の改造との親和性が必要になります。ご質問の設備については、大規模修繕の内容と総合的に判断する必要があるため、大規模修繕の内容や見積書を合わせてご相談下さい。
6	介護施設等における看取り環境整備推進事業について ①整備を行う個室について十分なスペースとは家族と入所者が共に宿泊できるものをいうのか ②上記について概ね広さは何平方メートルというものはあるのか ③現在の個室の広さで内部の改修（洗面台の設置等）を行うなどの一部改修を行うようなものも対象となるのか	①ご認識のとおりです。ただし、施設の状況に応じて様々な改修が考えられるため、個室の床面積基準は設けていません。 ②上記①のとおり。 ③看取り環境の整備のために必要な改修であれば対象となります。
7	「介護施設等における看取り環境整備推進事業」について、看取り対応が可能な環境を整備するための「ベッド等の整備事業」とありますが、看取り期の入居者への対応及び家族の付き添い・宿泊環境の整備を目的として、以下の備品を購入する場合、補助対象経費に含めることは可能でしょうか。 ・家族宿泊用ソファベッド ・ベッドサイドテーブル ・ベッド用オーバーテーブル ・フルリクライニング車椅子 ・移乗用ボード ・ポジショニング用クッション いずれも、看取り対応時に使用する備品として整備することを想定しています。	看取り環境整備のために必要と考えられる備品の整備は、補助対象です。